

インテリアファブリックス性能自主基準

（目的）

第1条 インテリアファブリックス性能自主基準は、カーペット、カーテン、寝具・寝装品等のインテリアファブリックスの品質向上及び適正化を図るための事項を定めることにより、業界の発展を図り、もって国民の健全な生活に資することを目的とする。

（自主基準）

第2条 インテリアファブリックス性能自主基準は、次の各号に定める自主基準とする。

一、防ダニ加工製品自主基準（以下「防ダニ基準」という）

二、VOC¹⁾ 放散自主基準（以下「VOC 基準」という）

注1) VOC：ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物

2. 防ダニ基準は、次の各号に該当するものとする。

一、評価基準は、忌避効果、増殖抑制効果又は通過防止効果とする。

二、忌避効果又は増殖抑制効果は、基本的には耐久性試験の加熱処理後（3年間の使用を想定）の試験結果が50%以上とする。

三、通過防止効果は、試験結果における「試料の通過ダニ数」が0であることとする。

3. VOC 基準は、建築基準法施行規則での「居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置」に対応する建材関連 JIS 規格において規定される、ホルムアルデヒドの放散速度による等級区分及びその表示記号に準じるものとする。

（適用範囲）

第3条 インテリアファブリックス性能自主基準は、第1条の目的に賛同する次の各号の団体会員に適用するものとする。

一、一般社団法人 日本インテリア協会

二、日本ふとん製造協同組合

三、日本カーペット工業組合

四、日本紡績協会

五、日本化学繊維協会

（基準の運用）

第4条 インテリアファブリックス性能自主基準の運用に必要な事項については、別途定めることとする。

（制定）本自主基準は、平成11年9月1日から施行する。

（改正）本自主基準は、平成12年7月5日から施行する。

本自主基準は、平成15年6月24日から施行する。

本自主基準は、平成28年4月1日から施行する。

本自主基準は、令和5年9月1日から施行する。